

言論の自由の位置づけをめぐる中国法学界の今日的議論

石 塚 迅

はじめに

筆者は、前稿^①において、中国憲法における言論の自由の特質を歴史的、理論的に考察し、それを次の五点に整理した。すなわち、①言論の自由は政治的権利であり、政治的効能にその存在意義があるということ、②言論の自由は法律により制限されうること、③言論の自由は集団的生存権に劣位すること、④言論の自由は階級性を有すること、⑤言論の自由が思想の自由と分離されているということ、である。

中国において言論の自由を議論することは、「共産党の指導」や社会主義体制そのものを議論することにもつながる。それゆえ、かつてはこの五つの特質について批判、提

言すること自体が「ブルジョア自由化の傾向と表現」として厳しく断罪されてきた。

この五つの特質は、今日に至っても中国法学界において通説的地位を占め続けているといつてよい。しかしながら「改革開放」政策が開始された一九七〇年代後半からこれを取りまく環境が徐々に変化し始めている。中国政府・共産党は民主活動家の人権要求、および民主化運動弾圧に対する西欧諸国の激しい批判に対抗、反駁する中で「人権」概念を容認し、一九九一年には「中国の人権状況^②」という白書(人権白書)を発表した。その中では、中国政府も「人権の十分な実現」に関心を払っていると述べられているのである。

「人権白書」は西欧的な人権観を拒否し、その理論構成

は前述の言論の自由の五つの特質と何ら矛盾するものではない。⁽³⁾しかし、こうした中国政府の「人権」概念容認は、これまで体制対反体制という構図で議論されてきた言論の自由について、体制内にある法学界において学術的議論を可能にする基礎を創出したのである。そして、言論の自由に言及する論文の中で、数は少ないが、言論の自由の位置づけに関する前述通説への異論も提起されている。国外に脱出した民主活動家が急速に影響力を失っている今日、体制内部（法学界）の議論状況を検討することは、中国における言論の自由の今後を見通すにあたり、一定の意義を有するのではなからうか。

本稿では、「人権白書」公表以降を中心に、言論の自由の位置づけをめぐる中国法学界の議論を整理し、そこにおける問題点を抽出する。そして、その議論がどのような方向性を有しているかについて展望したい。

一 言論の自由の法的性格・属性

言論の自由の法的性格・属性については、これを政治的権利・自由として理解するのが中国法学界の通説である。

北京大学の憲法教科書は「憲法第三五条が確認する六つ

の自由（言論、出版、集会、結社、行進、示威）は、公民が法律の範囲内において享有する意志、願望を表現し、社会生活および政治生活に参加する政治的自由・権利である。⁽⁴⁾と論じており、吳家麟氏主編の『憲法学』も言論の自由を政治的権利・自由と位置づけた上で、「これらは公民が国家の大事に関心を寄せ、自己の見解および願望を表現し、国家政治生活に参加する不可欠な民主的自由・権利である。」と述べている。その他の憲法概説書も言論の自由の法的性格については大同小異の観がある。

このような言論の自由を政治的権利・自由として理解する通説の理由については、顕明、国智両氏の論文が比較的確確かつ詳細に答えている。

彼らは、一九七九年に制定された刑法における政治的権利剝奪の内容に言論の自由が含まれていることから、言論の自由は政治的権利の範囲内に属する、と考える。そして、言論の自由を「公民が政治および一般公共事務を議論する際に干渉を受けない自由」と定義づけている。彼らの見解は次の通りである。言論の自由の中の言論には、公民の恋愛、趣味等生活用語の部分は含まれない。また、告発、告訴、上申等国家の行為に対して影響を及ぼす法律的意義を

有する部分も含まれない。もし、言論の自由の中の言論を「あらゆる言論」と広く解すれば、論理上、以下のような誤りをもたらす。(一) 一個人が法により政治的権利を剝奪された時、彼のすべての言論が禁止される。(二) 一個人が法により政治的権利を剝奪された時、彼の政治参加の法律関係以外のその他の法律関係も同時に剝奪される。なぜなら、法律がすでに彼に意思表示の能力がないことを宣告しているからである。(三) 一個人が法により政治的権利を剝奪された時、彼の合法的権益はもはや法律の保護を受けなくなる。なぜなら、言論が禁止された後は、告訴、訴訟等の方法をもって、権利救済を求められなくなるからである。ここからわかるように、言論の自由とは特定化されたある部分の言論の政治的法律用語にすぎない⁽⁶⁾。

このような通説に対して、近年、異論を提起する論者も現れている。

游勸栄氏は「言論の自由は本来ならば、公民の最も基本的な人身の権利であるべきなのに、我々の国家は長期間これを『政治的権利』とみなしてきた。」と指摘する。その要因として、旧ソ連の法律理論と法律実践の影響および長期にわたる中国の憲政実践の欠陥を挙げ、そうした要因が

「公民の権利問題において、きわめて深刻な『政治化』傾向の状態を引き起こした。それは、立法および実践運用の中で、公民の権利の実現に対して、多くのマイナス要素の影響をなしてきた。」さらに、彼は次のように述べる。「もし、言論の自由が個人間の話のみに限られ、報道媒体の助けを借りず、『報道の自由』にならないのであれば、たとえ、言論の中で国家事務に論及していても、その動機と効果についていえば、すべてそれを政治的権利として扱うことはできない。」⁽⁷⁾

董和平氏も過去の「政治化傾向」を批判する。「長期にわたって、我々は言論の自由に対する広範かつ深い研究を欠いていた。我が国憲法の規定の簡単な解釈を除いては、意識的無意識的にそれに対し詳細な研究を行うことを拒絶していた。」「我が国のこれまでの憲法学の研究において、一般に言論の自由を公民の政治的権利の一種に帰属させ、刑法の研究と実践において、政治的権利の剝奪刑の範囲を言論の自由にまで拡大していた。」

彼は「言論の自由は憲法の自由権の範疇に属する。」とした上で、「言論の自由における言論は政治的言論だけでなく非政治的言論も包括し、言論の自由は政治的言論の自

由と非政治的言論の自由の統一である。」と主張する。その理由は以下の通りである。

第一に、言論の自由の内容と性質からみれば、それは政治的言論だけでなく非政治的言論の自由も包括する。それを政治的権利とするのは理論的実践的根拠に乏しい。確かに、政治的言論の自由は言論の自由の核心である。しかし、公民個人の角度からいえば、非政治的言論の自由は政治的言論の自由と同様に重要であり、ともにその個性の正常な発展と個人生活の正常な営みの必須条件である。公民が思想と見解を表現するあらゆる言論の中で、政治的言論が占める比率は小さく、その多くは個性の発展と個人生活の分野、あるいは社会・経済・文化の分野に関連する非政治的言論に属する。決して言論の自由を政治的言論の自由と同一視してはならず、非政治的言論の自由を言論の自由の範囲外に排除してはならない。

第二に、政治的権利の内容と性質からみれば、言論の自由の享有は政治上の国家管理の権利の享有ではない。よって、言論の自由の属性を政治的権利とするのは非科学的である。公民の言論の自由は公民が政治参加権を行使する一手段であり、人身権、その他の憲法の権利と同様に、政治

的権利を実現するための基礎、条件にすぎない。そして、政治的権利の剝奪あるいは公民権の剝奪は、特定の公民が民主参加を行う権利の剝奪を指す。例えば、選挙権と被選挙権、公職を担当する権利等で、言論の自由を含めるべきではない。

董和平氏は、結論として「今日の学術界に広範に存在する、政治的目的と効能を具えることを理由として言論の自由を政治的権利であると認定するというような観点は正確ではない。もし、問題をこのように認識すれば、あらゆる憲法の権利はすべて政治的権利と帰結できるのではないだろうか！」と締めくくっている。⁽⁸⁾

政治的権利の範囲をめぐっては、中国法学界においていまだ統一の見解は存在していないし、政治的権利剝奪の中で関わってくる言論の自由の属性についてもそれは同様である、といわれる。⁽⁹⁾ この問題を解決するため、刑法的政治的権利剝奪に関する規定を改正し、剝奪の対象となる政治的権利から言論等の自由を削除しようという提案もあつた。⁽¹⁰⁾ しかし、一九九七年三月に全面改正された刑法には、依然として政治的権利剝奪の規定があり(第五四条)、剝奪される政治的権利の中には「言論、出版、集会、結社、行進、

示威の自由」も含まれている。

胡錦光、韓大元両氏は以上のような議論をふまえた上で、その著作の中で次のように述べている。「一般的には、政治的権利は公民が政治生活に参画する権利のことであって、言論の自由は公民が政治生活においてその意見を表明する主要な形式ではない。しかし、このことから単純に、言論の自由の政治的権利としての属性を否定してしまうのも妥当でない。政治的権利としての言論の自由は、言論の自由のすべてではない。政治的言論の自由と非政治的な言論の自由は性質、範囲の点で区別されなければならない、ひとしなみに言論の自由を政治的権利の中に押し込めてしまったり、また逆に言論の自由が政治的権利体系の中で占めている重要な地位を否定してしまつてはならない。」「政治的権利と言論の自由を厳格に区別し、これまでの単純に政治的目的や効能の点から言論の自由を政治的権利として把握するという思考を克服するようになったのは、憲法学界が思想を解放し、タブーをなくしたことの成果である」¹⁾。

二 言論の自由の意義・効能

胡錦光、韓大元両氏が指摘するように、中国において、

言論の自由が政治的権利・自由として位置づけられたのは、言論の自由の政治的目的や効能が重視されてきたところが大きい。そして、この政治的目的・効能の有無が言論の自由の限界を設定する基準となった。中国においては言論の自由の効能はその限界と表裏の関係にあるといえるのである。

それでは政治的目的・効能とは何か。一言でいえば、それは当該言論が強国の建設に資するかどうかである。

一九四九年の中華人民共和国建国以降において、中国政府・共産党が強国を建設するために最重要課題としたのは「階級闘争」であり、言論の自由はその手段として用いられた。例えば、「反右派闘争」時の一九五七年に毛沢東は「人民内部の矛盾を正しく処理する問題について」という論文を発表した。その論文においては、①全国各民族人民の団結、②社会主義的改造と社会主義建設、③人民民主主義独裁の強化、④民主集中制の強化、⑤共産党の指導の強化、⑥社会主義の国際的団結と全世界の平和を愛する人民の国際的団結、に有利であるか否かという「六項目の基準」が、当該言論が「正しいかどうか、はたして香花(芳しい花)なのか毒草なのかを見分ける」基準として掲げら

れていた。⁽¹²⁾ この「六項目の基準」は、現行『一九八二年憲法』の前文において、「四つの基本原則(社会主義の道、人民民主主義独裁、共産党の指導、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想・鄧小平理論)」という表現で規定され、その堅持は全公民の義務とされている。

そして、一九七八年一二月の共産党第一期三中全会において、「改革開放」政策が提起され、共産党の工作の重点が「階級闘争」から「経済建設」に移行することを確定すると、言論の自由は「経済建設」に奉仕するものとして位置づけられるようになる。そのことを如実に示すのが、一九九二年に鄧小平が「改革開放」政策を一層促進すべきという見地から提唱した「三つの有利」である。すなわち、資本主義が社会主義かという「判断の基準は、主として、①社会主義社会の生産力の発展に有利であるかどうか、②社会主義国家の総合国力の増強に有利であるかどうか、③人民の生活水準の向上に有利であるかどうか、であるべきである。」⁽¹³⁾

言論の自由の意義・効能についての法学界の通説はこのような政府指導者の見解と矛盾するものではないが、今日、法学界において、言論の自由の意義・効能をより具体的に

検討しようという動きがみられる。

法学者は総じて言論の自由の意義を積極的に評価している。例えば、北京大学の憲法教科書には「ある意義からいえば、一国の言論の自由の程度はこの国の民主化の程度である一面から反映するものである。」⁽¹⁴⁾と記述されている。

董和平氏は言論の自由の効能と目的について次のように評価する。言論の自由の政治的効能は民主的政治統治の組織、運用、実現のすべての過程を貫いている。(一) 統治力の形成と編成の過程において、言論の自由は認識の統一と意志の集中という効能を有している。(二) 政治体系(システム)が機能する過程で、言論の自由は内外の交流、相互協調、民主的監督という作用を果たす。まず、言論の自由を通じて、国家の政策決定のために大量の外部的情報を提供し、正しい政策決定の基礎と根拠を構成することができる。次に、言論の自由は政治的政策決定の執行に対して広範な監督を形成することができる。さらに、言論の自由は国家の統治機構と社会の政治組織との相互協調および役割分担に有利であり、統治体系の正常な運営を保証する。(三) 言論の自由は政治的民主化および法制化の基礎と保障である。言論の自由の民主化の過程における作用は、そ

れが民主的参加と民主的監督の基礎であり、また、民主的権利の最も基本的内容の一つであるということに表現される。法制化の過程における作用は、それが科学的立法の基礎と保障であり、法の執行に対し有効な監督を果たすということに表現される。⁽¹⁵⁾

杜鋼建氏は言論の自由の効能について次の三点を挙げる。

(一) 言論の自由はさらに思想を解放し、社会主義事業の発展を推進する前提である。(二) 言論の自由は生産力の解放に対し、とりわけ重要な意義を有する。(三) 言論の自由は一層の「改革開放」に対し、決定的な意義を有する。⁽¹⁶⁾

杜鋼建氏は特に「思想の解放」との関係で言論の自由を重要視する。「中国の改革開放は新たな変革期を再度もたらし、改革開放の経済領域から政治・法律・文化領域への深化、発展は、さらなる思想の解放と言論の開放を求めている。真の思想解放は、言論の自由と一つに結びついたものである。もし、一方で思想の解放を大々的に提唱しながら、他方で言論を継続して抑圧するのであれば、思想は結局のところ解放されることはないであろう。文化大革命以降、思想が一度ある程度解放されたのは、言論を抑圧する現象が文革期と比べ少なかったことによる。過去十数年に

において、思想の解放は何度か深刻な妨害を受けてきたが、その原因は、言論を抑圧する悪質なやり方が繰り返し演じられ、その使い古された手法が改められなかったところにある。思想の解放を空談して言論の開放に口を閉ざしているというような、思想と言論を分割させる現象が広く存在している。このような現象がもし克服されなければ、思想解放運動は必ずや流産してしまい、改革開放は結局のところ奇形なものとなるであろう。⁽¹⁷⁾

董和平氏、杜鋼建氏をはじめとして、法学者の多くは「改革開放」政策の一層の促進にあたって言論の自由の保障が不可欠であると考えている。しかしながら、彼らの「改革開放」に対する認識には「微妙な温度差」があるようである。つまり、「改革開放」の対象は経済分野に限るのか、それとも個人の解放をも視野に入れるのか、換言すれば、言論の自由は「経済建設」に奉仕する手段なのか、それとも言論の自由それ自体が目的なのかということである。この対立、葛藤が、一部の法学者も参加した民主化運動となって爆発したのである。

前述した董和平氏と杜鋼建氏の見解はいずれも言論の自由の効能を高く評価するものであるが、その「微妙な温度

差」を反映している。

董和平氏は廉潔な民主的政治の実現に言論の自由の意義を見出している。しかし、彼は次のようにも述べている。

「言論の自由は、公民個人に対していえば憲法上の権利であり、国家統治に対していえば政治的の制度である。それは国家の憲法によって確認されたもので、特定の統治階級の民主的政治統治に奉仕し、その具体的効能の発揮およびその程度は、統治階級の許容する範囲内に限定される。」⁽¹⁸⁾ここからわかるように、彼にとつての政治的民主化とは強国建設のための一手段にすぎない。それゆえ、彼の見解は前述の政府指導者の認識と基本的に一致しており、その延長線上にあると考えられる。

これに対して、杜鋼建氏は言論の自由を「社会主義建設」、「改革开放」に寄与するものであると位置づけてはいるが、同時にそれを「思想の解放」と結びつけて理解している。その視点の先には、西欧的な思想の自由、さらには個人の尊厳の理念の追求をみてとれる。中国においては、現行憲法の前文に「四つの基本原則」の堅持が明記されているため、思想の自由は憲法に規定されておらず法理論上も認められていない。それゆえ、杜鋼建氏のような発想は

必然的に「四つの基本原則」の堅持との抵触をきたすこととなる。

以上のように、言論の自由の意義・効能をめぐる議論は、中国においては国家と個人の関係を問う議論に発展する。

その議論の行方が重要な意味を有することは中国の法学者も認識しているはずである。「言論の自由をめぐる行われてきた論争は最終的には言論の自由の効能をめぐる認識の違いに帰着する。」⁽¹⁹⁾という胡錦光、韓大元両氏の指摘はそのことを示唆しているといえよう。

三 言論の自由の享有主体

言論の自由を政治的権利・自由と把握する考え方は、言論の自由の享有主体に対しても深刻な問題を投げかけている。言論の自由の享有主体が誰かという問題は、言論の自由の階級性の問題とも密接に関連している。

言論の自由は、現行憲法の第二章「公民の基本的権利および義務」に定められている権利であり、条文上も「中華人民共和国の公民は、言論……の自由を有する。」(第三五条)と規定されている以上、当然にその享有主体は「公民」となるはずである。

しかし、他方で憲法は「中華人民共和国のすべての権力は人民に属する。」(第二条第一項)として「人民主権」を明記している。「公民」と「人民」の区別について、一般に憲法概説書は「公民とは外国人と対応する法律的概念であり、人民とは『敵』に対応する政治的概念である。人民は異なる歴史的時期において異なる内容を有する。現段階において、人民は社会主義労働者全体、社会主義を擁護する愛国者および祖国統一を擁護する愛国者である。…我が国公民の範囲は人民の範囲に比べ広範である。公民の中には人民だけでなく、人民の敵も包括される。」と説明している。すでに言及したように、中国法学界の通説は、言論の自由を政治的権利・自由として位置づけ、権利は階級性を有すると考えている。また、刑法は剝奪する政治的権利の一つとして言論の自由をも掲げている。それによって、言論の自由は理論的にも法的にも反体制派、すなわち「人民の敵」には認められないという結論が導かれる。その意味では、その享有主体は「人民主権」の主体としての「人民」でなければならない。もし、言論の自由の享有主体について、政治的概念である「人民」を採用すれば、言論の自由の階級性を最も明確に説明することができ、反体制派

の言論の自由を制限、あるいは剝奪することに理論的正當性を与えることができる。実際に、「政治的自由は、人民が；国家の主人公となる権利を行使する重要な一分野である。」⁽²¹⁾と言論の自由の主体について「人民」を用いているかのような学説もある。

このような言論の自由の享有主体をめぐる「公民」概念と「人民」概念との理論上の矛盾について、どのように把握すればよいのであろうか。⁽²²⁾この点に関連して、「公民とは市民(citizen)に相当する中国法上の用語であるが、プロレタリア国家権力によって法的にその成員としての地位を規定づけられた人間」⁽²³⁾を意味する、という浅井敦氏の指摘は注目し値しよう。

今日、中国において、このような矛盾について直接かつ明確に答えている論文はない。しかし、いくつかの論著から解決のヒントを得ることができる。

第一に、「人民」概念の外延を広げ、それを「公民」概念へ接近せしめていくという見解がある。

董成美氏は、「人民」は政治的概念であると同時に歴史的概念でもあり、異なる歴史的段階において、それは社会に存在する経済的条件の変化に伴って変化する、と述べる。⁽²⁴⁾

第二に、言論の自由の階級性、あるいは「人民」概念そのものを批判する見解がある。

駱偉雄氏は「言論の自由は、憲法が直接規定した公民が享有する重要な権利の一つである。」と述べた上で、「いわゆる『敵に自由があれば、人民の自由がなくなる』というのは、哲学上の自由と法律上の自由との区別を混同するものである。」と指摘する。すなわち、「哲学上からいえば、このような見方は正確だが、法律上からいえば、法律はあらゆる公民に適用されるもので、公民という語には階級性はない。∴法律の階級性は、ただ法律が統治階級の意志のみを反映し、被統治階級の意志は反映しないという点に表現される。法律が一度制定実施されれば、自由を有するかどうかは、いわゆる敵と人民を基準とすることはできず、ただ統一的に法律を基準とすることができるだけである。」⁽²⁵⁾と主張する。

杜鋼建氏は、「人民」概念を排除し「国民主権」を提唱する。まず、彼は憲法における「人民」概念の不確定性、およびそれが過去「公民」の権利を容易かつ随意に侵害し、残酷な階級闘争をもたらしたことを指摘する。それゆえ、彼は「人民論は本質的に独裁主義的である。」と断じる。

すなわち、「人民論は一部分の国民勢力が国家主権を享有し、もって、他の一部分の国民勢力を圧倒することを主張する。特に、それは政治的態度と政治的観点を基準として人民の範囲を確定し、その結果、少数者が異なる意見をもつ権利を否定する。」それに対し、「国民論は本質的に憲政主義的である。∴国民論は、国民全体が階級を問わず国家主権を共有することに賛成する。」と述べ、「一国の憲法は、国民全体の平等な権利を体现し、国民の共同意志を反映するべきである。」⁽²⁶⁾と主張する。

この他、すでに述べたような、刑法の政治的権利剝奪に関する規定を改正すべきであるという提案も、言論の自由の階級性を弱めようと企図するものであるといえる。

憲法は「公民」と「人民」という二つの概念を併用しているとはいえず、「搾取階級は、階級としてはすでに消滅した」(前文)とも宣言している。また、近年、憲法や法律から徐々にではあるが政治的な概念が消滅しつつある。例えば、一九九七年三月の刑法改正で「反革命罪」が「国家安全危害罪」に、一九九九年三月の憲法部分改正で第二八条の「国家は∴反革命活動を鎮圧し」という表現が「国家は∴国家の安全に危害を与えるその他の犯罪活動を鎮圧

し」に変更されている。⁽²⁷⁾これらの変化は、憲法および法律の条文上における「階級闘争」思想の後退の表れと捉えることもできる。

前述の杜鋼建氏の指摘のように、中国において、政治的概念としての「人民」概念が、過去、時の政府の政治的判断・配慮による恣意的な言論の自由の抑圧を可能とし、「文化大革命」期の「文字獄」と称される激しい言論弾圧に道を開いたことは確かである。近年の憲法や法律からの政治的な概念の後退はその反省に基づいている。言論の自由の保障の実質化を図るにあたり、今後は、その享有主体について、いかに「人民」概念の使用を避け、それを条文上だけではなく実質的にも個々の「人」あるいは「公民」としていくことができるかが、中国法学界の理論的課題となろう。

この点、中国政府・共産党による「人権」概念容認後、法学界において「人権」の主体や階級性について議論が進められており、これらの議論が言論の自由の享有主体の問題に対して、具体的にどのような影響を与えるかが注目される。

四 言論の自由と生存権

「人権白書」は「一つの国と民族にとつて、人権は何よりもまず人民の生存権である。生存権がなければ、その他のすべての人権はもう話にならない。」といい、「生存権」を最優先の人権として掲げる。「中国人民の生存を脅かしたのは、まず帝国主義の侵略だった。このため、生存権を勝ち取るには、まず、国家の独立を勝ち取らなければならなかった。」一九四九年の新中国建国以来、中国共産党と中国政府は一貫して人民の衣食問題の解決を自らの最も重要な差し迫った任務としてきた。今日、「人民の衣食問題は基本的に解決され、人民の生存権も基本的に解決された。」それでも、「中国においては人民の生存権を保護し、人民の生存条件を改善することは、今なお最も重要な問題である。」なぜなら、中国は「依然として発展途上国」であり、「一度動乱や他の災難が発生すると、人民の生存権が脅かされかねない」からである。

ここでいう「生存権」とは、簡単にいえば人の生命安全および生活保障の権利である。⁽²⁸⁾これには「単に個人の生命、安全が不法に奪われず、侵されないといった権利だけな

く、そこに一つの民族の生存権、発展権とか生活が保障される権利なども含まれている。⁽²⁹⁾とされ、その集団的権利としての側面が強調されている。すなわち、中国政府のいう「生存権」は西欧流の生存権とは概念的に異なるといえるのである。西欧的な人権の分類からみるならば、本来生存権とは社会権の範疇に属し、社会的・経済的弱者を保護し、人間に値する生存を保障しようとするためのものである。これに対し、中国政府のいう「生存権」とは、「人権白書」あるいは前述の法学者の説明からも明らかなように、個人と集団の双方をその享有主体とした「生きる」という次元での「生存の権利」なのである。⁽³⁰⁾

中国法学界において、このような集団的「生存権」最優先の発想はどのような評価を受けているのであろうか。中国法学界は中国政府の公式見解を高く評価し、集団的「生存権」の最優先を否定する法学者はいないといつてよい。これには、中国人の歴史認識および「国情」認識がある。すなわち、過去の反植民地・反封建闘争、および貧困からの脱却の歴史をみれば、集団的「生存権」の最優先に對して異論はないのであろう。確かに、世界の耕地面積のわずかに七％で世界の人口の二二％を養っている中国において、

人民の「生存権」の問題が「基本的に解決された」と宣言されたのは、これ自体一つの歴史的成果であり高く評価されてよい。そして、仮に異論があっても、政府の公式見解に對し、それを正面から批判することは現時点の中国ではきわめて困難なのである。

しかしながら、「生存権」につながる経済的権利を絶対視し、政治的権利を過度に軽視すること、あるいは、経済的権利の下位に政治的権利を置くことに対しては異論が唱えられている。

李步雲氏は「全体的にみて、経済的権利は、確かに第一位である。」⁽³¹⁾といいながらも、「しかし、人類社会の物質文明及び精神文明が高い水準に発展している現代において、人民の衣食問題の解決に甘んじ、そのみを強調することは明らかに妥当でない。そのため、私は、いかなる国もこの二つの人権を同様に重視しなければならないと考える。」と述べる。そして、「指導思想および歴史的経験の総括からみて、中国はすべての社会主義国と同様、過去において経済的権利の保障のみを重視し、政治的権利の保障を軽視してきた。…現在、人々が広く政治体制改革の足並みの加速、公民の政治的権利および自由の保障の強化を要求する

のは道理になつていないわけではない。⁽³¹⁾

張文顯氏は「政治的権利・自由は中核的な人権であり、経済的・社会的権利は基礎的な人権である。」と位置づける。その理由は以下の通りである。「政治的権利・自由が中核的な人権であるというのは、人間が社会的な生存物、社会的な動物であるからに他ならない。…もし、人身的・人格的権利だけがあり、政治的権利・自由がなければ、人間は国立公園で保護されている動物と何ら区別がなくなってしまう。」「経済的・社会的権利が基礎的な人権であるというのとは、それが政治的権利・自由を実現し、人身的・人格的権利を確実に保障する基礎であるからである。もし、同時に経済的・社会的権利を享有しなければ、政治的権利・自由を実現することはきわめて困難になる。」⁽³²⁾

杜鋼建氏は、さらに明確に言論の自由が今後の最も重要な人権であると述べる。彼も、これまでの中国において、「生存権」が獲得すべき最優先の人権であったことは否定しない。「過去半世紀、国内外の条件は、我が国の人民が勝ち取るべき最も重要な人権が生存権であることを決定づけた。…いかに帝国主義および植民地主義的統治から脱却し、国家と民族の独立、解放を勝ち取り、人民の衣食の問

題を解決するか、これが、過去我が国が人権分野において直面した最重要課題だったのである。」それゆえ、彼は、中国政府の「人権白書」において、中国の人民の衣食問題、生存権問題の基本的解決が宣言されたことを、偉大な歴史的業績として評価する。その上で、次のように述べるのである。「生存権問題の基本的解決に伴い、我が国の最も重要な人権にも変化が生じる。今後数十年の我が国人民の最も重要な人権はもはや生存権ではない。自由権、特に言論の自由が我が国人民の最も重要な人権となるであろう。」⁽³³⁾

おわりに

以上、言論の自由の位置づけをめぐる中国法学界の議論を言論の自由の属性・法的性質、意義・効能、享有主体、および生存権との関係の側面から検討してきた。このような議論は端緒にすぎたばかりである。しかし、これまで学術的な議論すらタブーであった言論の自由について、法学界においてこうした議論が開始されたこと自体大きな前進であり、歓迎すべきことであろう。今後の議論の一層の拡大、深化を期待したいところである。

さて、議論の方向性についてであるが、言論の自由につ

いての論著はなお量的に乏しく、その内容もきわめて慎重なものが多いため、それを即断することは現時点においては困難である。しかし、それら論著の行間を読むことにより、中国における言論の自由の今後を多少なりとも展望することは可能である。

本論でみたように、中国において、従来言論の自由の最も顕著な特質はその「政治性」にあった。すなわち、言論の自由の政治的目的・効能を重視することにより、それを政治的権利・自由として把握してきたことである。言論の自由の位置づけをめぐる議論は、この「政治性」をいかに理解するかに集中しているのである。この点、今日依然として法学者の多くが言論の自由の政治的目的・効能に高い位置づけを与えている一方で、言論の自由の「政治性」の弊害を指摘し、その過度の強調に警鐘を鳴らす論者も少なく存在することは注目してよい。ただ、このような議論は、現行の国家・政治体制の枠内で行われなければならないという点において、民主活動家による言論の自由の要求と比べて、一定の限界性をも有している。⁽³⁴⁾すなわち、「四つの基本原則」の堅持という特定のイデオロギーの強制とその反射的效果としての思想の自由の否定、個人の権

利に対する国家・社会・集団の利益の優位(憲法第五条)が議論の前提とされている。そのため、言論の自由を政治的権利・自由として位置づける通説に異論を唱える論者が、現時点でそれを個人の精神的自由権として明確に位置づけることに躊躇を覚えるのはやむを得ない。しかしながら、少なくとも、彼らは政治的権利・自由、政治的効能階級性といった「政治性」の呪縛から言論の自由を解き放ち、それを個人の権利として再認識することを試みているといつてよいであろう。それは、西欧的な個人の尊厳理念に基づく言論の自由への接近であり、従来の中国憲法の権利体系に対する異議申し立て、さらにはその再構成を求める主張でもある。中国政府が一九九七年一〇月に『経済的社会的及び文化的権利に関する国際規約(国際人権A規約)』、一九九八年一〇月に『市民的及び政治的権利に関する国際規約(国際人権B規約)』にそれぞれ署名したことは、こうした主張に対する追い風となろう。⁽³⁵⁾

(1) 拙論「中国における言論の自由の特質と『憲法的伝統』」『一橋論叢』第一二四巻第一号(二〇〇〇年七月号)一七一頁以下。

- (2) 國務院新聞辦公室「中國的人權狀況」(董雲虎主編『中國人權白皮書總覽』(新華出版社)一九九八年 一頁以下)。
- (3) 「人權白書」の内容に対する検討について、拙論「中国における「人權」と言論の自由」『季報・唯物論研究』第七五号(二〇〇一年二月)三四頁以下を参照。
- (4) 魏定仁主編『憲法学(第二版)』(北京大学出版社)一九九四年 一七五頁。
- (5) 吳家麟主編『憲法学(一九九二年修訂本)』(群衆出版社)一九九二年 二一四頁以下。
- (6) 顯明・國智「言論自由的法律思考」『法学(滬)』一九九一年第八期 四頁。
- (7) 游勸榮「市場經濟条件下公民權利及其保障幾個問題探討」『法律科學』一九九四年第三期 一三頁以下。
- (8) 董和平「言論自由的憲法權利屬性及其效能」『法律科學』一九九三年第二期 一四頁以下。
- (9) 胡錦光・韓大元「中國憲法的理論と實際」(成文堂)一九九六年 二二一頁、許崇德・韓大元「一九九四年憲法學研究的回顧与展望」『法學家』一九九五年第一期 二四頁。
- (10) 「對『剝奪政治權利』的內容的質疑」『中國法學』一九九〇年第四期 一二五頁以下。
- (11) 胡錦光・韓大元・前掲書 二二一頁。
- (12) 「關於正確處理人民內部矛盾的問題(一九五七年二月二七日)」『毛沢東選集』第五卷(人民出版社)一九七七年 三九三頁。
- (13) 「在武昌、深圳、珠海、上海等地的談話要点(一九九二年一月一八日—二月二二日)」『鄧小平文選』第三卷(人民出版社)一九九三年 三七二頁。
- (14) 魏定仁主編・前掲書 一七六頁。
- (15) 董和平・前掲論文 一九頁以下。
- (16) 杜鋼建「首要人權与言論自由」『法学(滬)』一九九三年第一期 八頁。
- (17) 杜鋼建「價值寬容主義与東亞社会經濟改革和法文化發展」『蘭州學刊』一九九三年第一期 四〇頁(邦訳として、鈴木敬夫編訳『中國の人權論と相對主義』(成文堂)一九九七年 一二〇頁以下)。
- (18) 董和平・前掲論文 一九頁。
- (19) 胡錦光・韓大元・前掲書 二二七頁。
- (20) 魏定仁主編・前掲書 一六四頁、同趣旨の論述として、吳家麟主編・前掲書 一九一頁、董和平・韓大元・李樹忠『憲法学』(法律出版社)二〇〇〇年 三一五頁以下等参照。
- (21) 王叔文・畑中和夫・山下健次・西村幸次郎編著『現

代中国憲法論」(法律文化社) 一九九四年 七四頁(王執筆部分)。

(22) 享有主体が「公民」か「人民」かという問題は、主権原理と直接的に関連する選挙権において特に顕著である。これについては、林来梵「中国における主権・代表と選挙」(見洋書房) 一九九六年 一〇一頁以下、林来梵「参政権の保障と諸問題」(土屋英雄編著「中国の人権と法」(明石書店) 一九九八年 一八四頁以下)を参照。

(23) 浅井敦「現代中国法の理論」(東京大学出版会) 一九七三年 二六一頁。

(24) 董成美編著／西村幸次郎監訳「中国憲法概論」(成文堂) 一九八四年 一三〇頁。

(25) 駱偉雄「言論自由の若干法律問題」『法学(滬)』一九八九年第二期 八頁。

(26) 杜鋼建「重構国民意識と発展国民社会」『蘭州学刊』一九九四年第六期 一六頁以下。

(27) 「反革命罪」の名称変更が言論の自由の保障に与える影響については、拙論「中国における「反革命罪」の名称変更と言論の自由」『現代中国』第七四号(二〇〇〇年九月) 二二二頁以下を参照。

(28) 徐建一主編『中国の人権状況』(白皮書) 問題回

答」(中国青年出版社) 一九九二年 二四頁。

(29) 王叔文他編著・前掲書 六二頁(王執筆部分)。

(30) 日本における中国的「生存権」に対する批判的考察については、土屋英雄編著・前掲書 一四七頁以下、楊磊「中国の政治的権利の考察」『国際協力論集』(神戸大学) 第四巻第一号 三三頁以下等を参照。

(31) 李步雲著／西村幸次郎・永井美佐子共訳「憲政と中国」『阪大法學』第四六巻第三号 二一〇頁以下。

(32) 張文頭「論人權的主体与主体的人權」『中国法学』一九九一年第五期 三三頁(邦訳として、鈴木敬夫編訳・前掲書 三三頁)。

(33) 杜鋼建・前掲論文(注16) 八頁、杜鋼建「關於人權主義若干問題的思考」『蘭州学刊』一九九二年第五期 一〇頁(邦訳として、鈴木敬夫編訳・前掲書 一五四頁以下)。

(34) 甄樹青「論表達自由」(社会科学文献出版社、二〇〇〇年) は、中華人民共和國において初めて言論(表現)の自由を正面から体系的に論じた研究成果であろう。同著作は、言論(表現)の自由の概念、属性、効能、関連理論、実現、限界について中国内外の資料を駆使して詳細な検討を行っている。しかしながら、同著作も中国における言論(表現)の自由の保障および制限の具体的

状況、とりわけ、「共産党の指導」との関係について、問題を提起するには至っておらず、このことは今なお中国において言論(表現)の自由に関する研究に様々な制約や困難が伴うことを示しているといえる。

(35) 二〇〇一年二月、全国人民代表大会常務委員会は『国際人權A規約』を批准した。『国際人權B規約』はまだ批准されていない。

〔二〇〇一年一月二十九日受稿〕

〔二〇〇一年三月七日をへて掲載決定〕

(一橋大学大学院博士課程)